

○鶴岡市建設工事低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の発注において、鶴岡市低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(低入札価格調査の内容)

第2条 当該建設工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、要綱第4条により落札の決定が保留となった場合は、要綱第5条各号について、当該入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により次に掲げる事項について調査を行い、その結果を鶴岡市低入札価格契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告しなければならない。

- (1) その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。)
- (2) 契約対象工事付近及び同工事に関連する手持工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件の関連
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先と入札者との関係
- (6) 手持機械数の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施工した公共工事と発注者及び成績状況
- (9) 経営内容及び経営状況(金融機関、保証会社等への照会)
- (10) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払、下請代金支払遅延等)
- (11) その他必要な事項

(数値的判定基準)

第3条 要綱第6条第2項の数値的判定基準は、当該入札者の積算内訳書において計上されている次の各号に掲げる経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該各号に定める率を乗じて得た額（以下、「判定基準額」という。）に満たない場合とする。

ただし、入札金額が各号に係る判定基準額の合計金額以上である場合は、この限りではない。

- (1) 直接工事費 75 パーセント
 - (2) 共通仮設費相当額 75 パーセント
 - (3) 現場管理費相当額 75 パーセント
 - (4) 一般管理費 50 パーセント
- 2 契約担当者は、工事の性質上特に必要があると認められるときは、前項第1号に定める率に代えて、65 パーセントから 75 パーセントの範囲内の適宜の率を用いることができる。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に公告された建設工事及び建設工事関連業務委託に係る低入札価格調査については、なお従前の例による。